

ベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会と日本国大阪市との
主要分野における協力関係に関する覚書

ベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会と日本国大阪市(以下「両市」)は、2009 年に宣言されたベトナムと日本の間の「戦略的パートナーシップ」に基づき、ホーチミン市と大阪市の間の多様な協力関係を強化し、かつ相互理解に対して貢献したいと念願しており、また、平等と互恵を基礎として、両市の管轄と権限の範囲内で、両国、両市における法令、及び両国が締結する国際条約、協定に則り、友好的な協議の結果、以下の内容に合意した:

1. 以下の分野において友好的に双方の協力を促進する:

1.1 経済関係

- 1.1.1 両市の企業の投資と貿易を積極的に促進・支援する。
- 1.1.2 毎年の経済成長と需要に関する情報を共有する。
- 1.1.3 ビジネスパートナー都市(BPC)提携で確認された合意書の枠組みの中で、一層の協力を行う。

1.2 環境と水管理

- 1.1.1 環境保全・水道・都市洪水対策・下水道・廃棄物処理に関する協力を促進する。
- 1.1.2 両市が共通して関心を持つ分野において意見交換、経験の共有、協力可能分野の発掘のため、技術交流団の派遣・受入を促進する。
- 1.1.3 環境保全・水道・洪水対策・下水道・廃棄物処理技術の分野における人材育成に協力する。

2. この覚書の結果、他分野を含むより広範囲の包括的な双方の関係に発展させる場合は、両市はさらに友好的な協議を行うものとする。

3. ホーチミン市人民委員会外務部と大阪市政策企画室秘書部海外プロモーション担当が交流を企画し、協力事業を促進するための窓口として指定される。両担当は、毎年3月末に前年実施した協力事項に関する報告書を交換し、本年の行動計画を提出する。

4. 本覚書の遂行にあたって何らかの疑義が生じた場合、友好的な協議と交渉で解決する。

5. 有効期限

- 5.1. この覚書は、署名の日から2015年12月31日まで有効とする。
- 5.2. 両市の協力に関する評価に基づき、書面の交換で通知することにより、更新することができる。

この覚書はホーチミン市において 2011 年 7 月 7 日にベトナム語・日本語・英語それぞれ 2 部ずつ
が署名される。いずれの言語も正文とするが、内容に疑義のある場合、英語版を優先する。

ホーチミン市人民委員会のために

大阪市のために

ホーチミン市人民委員会第1副委員長
グエン・タン・タイ

大阪市長
平松 邦夫